

# 定 款

株式会社 FUJI

愛知県知立市山町茶碓山 19 番地

# 株式会社 F U J I 定款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社 F U J I と称し、英文では FUJI CORPORATION と表わす。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 工作機械およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (2) 産業用ロボットおよびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (3) 医療用・生活支援用ロボットおよびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (4) 液晶パネル製造装置の製造、販売
- (5) 太陽電池システムの研究、開発、製造、販売
- (6) 各種機械器具の自動制御装置およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (7) 計測制御機器等の電子回路およびプリント配線基板の設計、製造、販売、修理
- (8) 情報処理、情報通信のソフトウェアの開発、販売
- (9) 情報通信機器およびその周辺機器の修理、再生、販売
- (10) 金属部品の加工、販売
- (11) 中古の工作機械・産業用ロボット・電気通信機器の修理、再生、販売
- (12) 給食および飲食物の提供およびこれらの管理業務
- (13) 建物内外の保守管理、清掃、警備業務
- (14) 損害保険、生命保険の募集に関する業務およびその保険代理業
- (15) 人材派遣業務
- (16) 表面処理・改質装置およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (17) 植物・農産物の生産、販売およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (18) 流通システムの運営、販売およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理
- (19) 教育・文化・地域交流事業の企画、運営
- (20) 前各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を知立市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、39,000 万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。

### (代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

### (取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、予め取締役会の決議をもって定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

### (取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### (取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

### (取締役会規定)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

### (取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

### (監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

### (監査役会規定)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

### (監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

### (事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息を付さない。

以 上

昭和34年	4月 7日	制定
昭和39年	5月30日	改定
昭和44年	5月30日	改定
昭和50年	5月30日	改定
昭和57年	6月29日	改定
平成 4年	6月26日	改定
平成 6年	6月29日	改定
平成11年	6月29日	改定
平成14年	6月27日	改定
平成15年	6月27日	改定
平成16年	6月29日	改定
平成18年	6月29日	改定
平成20年	6月27日	改定
平成21年	6月26日	改定
平成25年	1月 1日	改定
平成26年	6月27日	改定
平成27年	6月26日	改定
平成29年	6月29日	改定
令和 4年	6月29日	改定
令和 6年	6月27日	改定